

(ご転居の皆様へ)

美しが丘中部自治会

美しが丘1-23-8

会長 伊藤 賢子

様

このたび_____様には、美しが丘地区にご転居なされましたことを心から歓迎申し上げます。

ご承知のように当地域は、東急電鉄により当初から歩・車道分離の模範的な住宅地として開発された地域でございます。

美しが丘1丁目の一部、2丁目及び3丁目の大部分に居住する私どもは、昭和47年に「美しが丘中部自治会」を組織し、自治会活動を通じ、会員相互の親睦と福祉の増進を図り、明るく住みよい街づくりに努め、昭和58年には建設大臣や横浜市長から『住みよい街づくりを積極的に推進し、住環境の向上に寄与した地区』として表彰されております。

その後平成16年には「青葉美しが丘中部地区計画街づくりアセス委員会」が発足、街づくりハンドブック作成や街並みガイドラインのルール作りなどに尽力し、平成18年には『住まいのまちなみコンクール』でも入賞いたしました。これもひとえに、開発当初より多くの先輩会員のご努力はもとより、現会員に引き継がれた住環境を守る努力の賜物でございます。

また、当節は防犯の面でも近隣どうし声をかけあう「地域の連帯」がいつそう求められる状況になってきております。現在、当自治会内の防犯灯は、二戸に1灯くらいの割合で建ち、一部LEDに交換した防犯灯以外は、維持・管理を自治会が行い、電気料、修理費用等は自治会費で賄われております。

なお自治会からは毎月(3月、8月を除く年10回)発行の「自治会だより」にて、評議員会報告や会員さんの意見等を皆様にお知らせしております。

この地域にご転居のこの機会に当自治会へご入会いただき、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、会員名簿その他の書類は、ご入会時に自治会事務局にてお渡しいたします。また、会費、特別会費につきましては、次頁のようになっております。お分かりにならない点は、班長または自治会事務局までお問い合わせ下さい。

《自治会館の開館時間》

平日：9：00～17：00

土曜日：9：00～15：00

日曜・祭日は休み

事務局 TEL / FAX 902-7003

メールアドレス：u-jichikai@c04.itscom.net

記

1. 会費

(1) 通常会費 会員1世帯500円×12ヶ月＝年額6,000円

(2) 特別会費（入会時のみ） 新入会員1世帯 11,500円
自治会館建設負担金として積立てます。（別紙参照）

2. 会費の払い込み方法

特別会費と入会の翌月から翌年2月までの通常会費は、入会時に事務局へ現金でお支払いください。

翌年3月以降の通常会費は、横浜銀行たまプラーザ支店に口座を開設していただき、翌年2月中旬までに自治会の事務局に「口座振替依頼書」を提出してください。

口座を開設されない場合は、翌年以降も事務局に現金で納入してください。

また、銀行口座利用の場合でも引き落とし日に残高が不足していますと、銀行からは引き落としが出来ませんので、事務局へ現金で納入していただくこととなります。

(1) 横浜銀行利用の場合の引き落とし日

原則として3月25日付で1年分（3月～翌年2月）6,000円を一括引き落としさせていただきます。

(2) 会費の返金について

転居される方は、必ず退会届を事務局へ提出して下さい。退会届を提出した翌月分から2月までの納入済みの自治会費はご返金いたします。

なお、退会届を提出されずに転居された時は、会費の返金はいたしませんのでご了承ください。

3. 班について

自治会区域全体を4ブロック、43班に区分し、それぞれに班長をおいています。お宅のブロック、班および班長は次のとおりです。

* _____ ブロック _____ 班

* 班長の名前 _____

* 班長の住所 美しが丘 _____ 電話 _____

(別紙)

特別会費について

当自治会は、昭和54年8月15日に会館を建設し、自治会活動の高揚と会員相互の親睦と福祉の増進を図るための施設として、活用しております。

この会館の建設に当たりましては、建設資金として先住会員が永年にわたり会館建設を目標に積み立てた特別積立金の一部、補助金及び寄付金のほか、全会員から特別会費として11,500円(通常会費500円×23ヶ月)を負担していただきました。

従って、当自治会におきましては、新入会員の皆様にも通常会費の他、特別会費として、先住会員と同額の負担をしていただきますようお願い申し上げます。

なお、次のいずれかに該当する場合は納入を免除しますので、事務局へお申し出ください。(自治会規約第7条2)

- (1) 既に特別会費を納入済みの会員からの相続により、新入会員となった場合
- (2) 既に特別会費を納入済みの会員の家屋を一時的に借用して、新入会員となった場合
- (3) 既に特別会費を納入済みの会員が、転勤等で一時的に転居・退会し、その後、同じ住所にもどって、新入会員となった場合

美しが丘中部自治会